



石川労働局発表
令和6年4月30日（火）

石川労働局労働基準部
担当：健康安全課長 宮田 玄彦
地方産業安全専門官 坂本 雅治
連絡先 076 (265) 4424

令和5年の休業4日以上労働災害発生状況について ～県内の死亡者数は過去最少を更新～ ～県内の死傷者数は3年ぶりに減少～

石川労働局（局長 やぎ けんいち 八木 健一）は、石川県における令和5年の休業4日以上労働災害の発生状況を取りまとめました。

○ 死亡者数の状況

- 死亡者数は過去最少（※）の6人で令和4年より2人減少した。
（※統計を取り始めた昭和48年以降の記録で過去最少）
- 業種別では、建設業2人、林業1人、商業3人であった。
- 事故の型別では、「墜落、転落」が2人、「熱中症」が1人、「感電」が1人、「交通事故」が2人であった。

○ 休業4日以上死傷者数の状況（コロナ感染症を除く。）

- 休業4日以上死傷者数は1,165人で令和4年より66人（5.4%）減少し、3年ぶりに減少に転じた。
- 業種別では、製造業が255人（前年比23人・8.3%減）、建設業が112人（前年比10人・8.2%減）、運輸交通業が136人（前年比20人・12.8%減）、第三次産業（注1）が604人（前年比28人・4.4%減）となった。
- 事故の型別では、「転倒」が337人で全体の28.9%を占め、「墜落・転落」によるものが244人で全体の20.9%を占めている。
「転倒」の割合が多い業種は、小売業が48.3%、社会福祉施設が36.7%を占めている。
- 年齢別では、60歳以上が401人で全体の34.4%を占めている。
（50歳以上を含めると、707人で全体の60.7%を占めている。）

【今後の対応】

- 石川労働局では、第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)の2年度目となる令和6年度は、目標達成に向けて、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢労働者の労働災害防止対策、陸上貨物運送業・建設業・製造業・林業・小売業・社会福祉施設などへの対策などに取り組むとともに、転倒や動作の反動・無理な動作など作業行動に起因する災害が顕著な小売業及び社会福祉施設に焦点を向けた対策をはじめとする次の取組みを実施します。
 - ・「いしかわ4S+2024」運動の周知及び取組みの勧奨
 - ・「いしかわ+Safe協議会」での行動災害防止対策の事例収集等（注2）
 - ・冬季（12月～2月）無災害運動

【令和6年能登半島地震の復旧・復興における労働災害防止対策】

- 今後の復旧・復興工事等の本格化に伴い、作業に従事する労働者の災害の増加が懸念されることから、災害防止について一層の徹底を図るため、石川県、各自治体、関係団体とも連携し、
 - ・作業現場の巡回指導
 - ・作業員に対する安全作業の周知（説明会等）
 - ・作業現場の合同パトロールなどを実施していきます。

（注1）

第三次産業は、商業、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業をまとめた業種です。

（注2）

石川県内に本店を置く小売業と社会福祉施設の事業場を中心に、地方公共団体、関係団体等を構成員とし、意見交換や研修などを実施し、安全衛生活動の取組の好事例などを発信し、同業種の管内事業場へ水平展開することにより、石川県内全体の安全衛生水準の向上を図るための組織です。

<資料>

- ・別添資料1 「労働災害の現況 令和5年の概況 石川労働局 健康安全課」
- ・別添資料2 「令和5年労働災害発生状況（確定値）石川労働局」
- ・別添資料3 「いしかわ4S+実施要項」とリーフレット「いしかわ4S+2024 運動展開中！！」
- ・別添資料4 リーフレット「石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）」

労働災害の現況

令和5年の概況

目次

1 労働災害の推移P1
2 月別の発生状況P2
3 業種別発生状況の推移P2
4 事故の型別発生状況の推移P3
5 起因物別発生状況の推移P3
6 事故の型・起因物別発生状況P4
7 年齢別発生状況P4
8 主要業種別経験年数別発生状況P5
9 主要業種別事故の型別発生状況P6

石川労働局 健康安全課

1 労働災害の推移

新型コロナウイルス感染症を除く死傷者数は前年よりも減少、死亡者数は2件減少

(1) 死傷者数

令和5年に発生した労働災害の休業4日以上死傷者数は、1,480人となり、令和4年よりも915人(38.2%)の減少となった。(労働者死傷病報告の集計による人数。以下同じ。)

新型コロナウイルス感染症を除く長期的な発生状況の推移は、図1のとおりであり、1,000件を割った平成28年以降増加傾向にあったが、令和5年は1,165人(令和4年と比較して66人の減少)となり、3年ぶりに前年と比べて減少となった。

表1 前年との対比

対象年	死傷者数 (休業4日以上)	前年との対比		新型コロナウイルス感染症 によるもの
		増減	増減率(%)	
令和元年	1,155	97	8.4	
令和2年	1,158	3	0.3	53
令和3年	1,357	199	17.2	154
令和4年	2,395	1038	76.5	1,164
令和5年	1,480	-915	△ 38.2	315

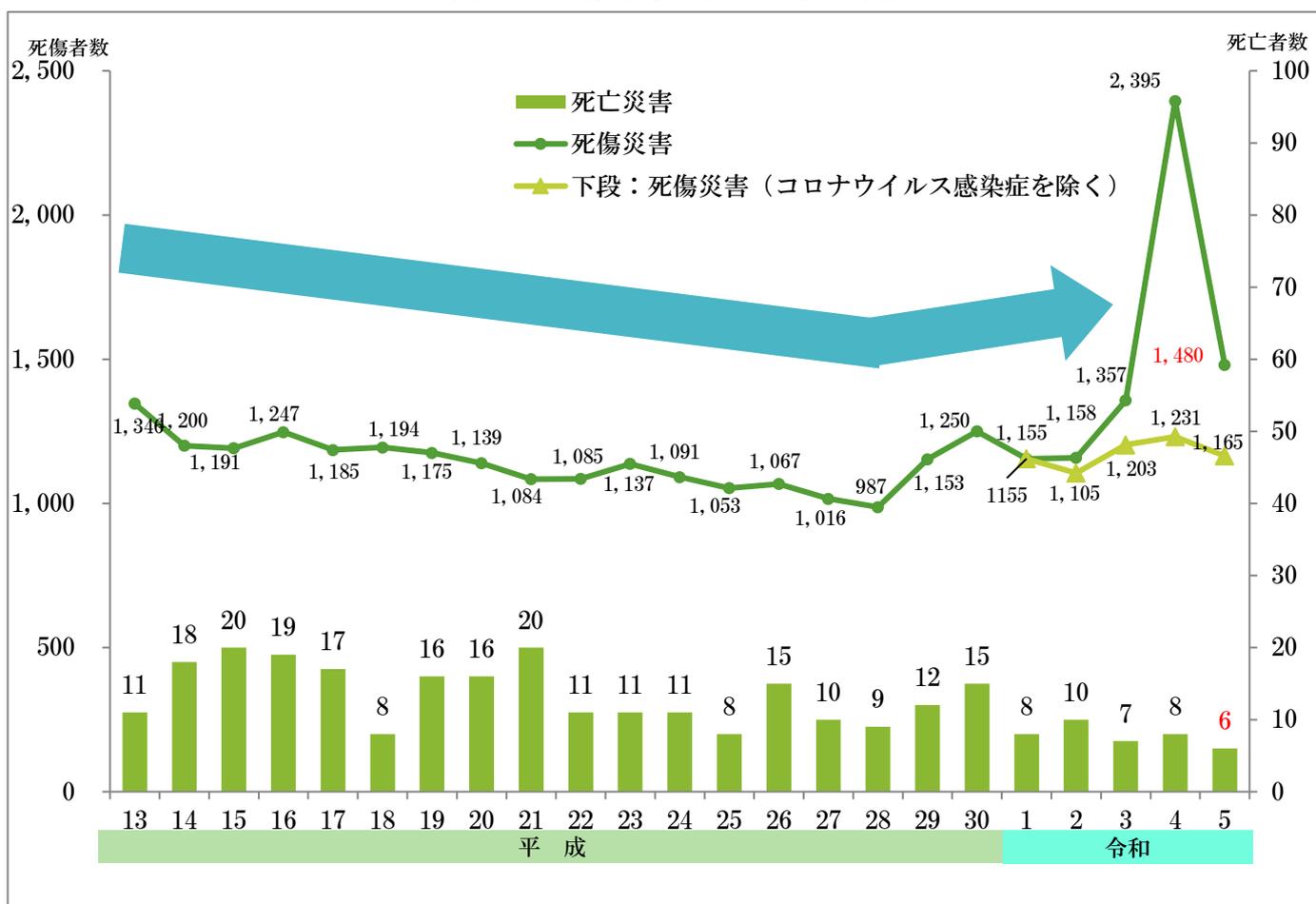
(2) 死亡者数

令和5年に労働災害によって死亡した労働者の人数は、前年の8人から2人減少して、6人となった。

業種別では、建設業2人、林業1人、商業3人であった。

事故の型別では、「墜落、転落」が2人、「熱中症」が1人、「感電」が1人、「交通事故」が2人となっている。

図1 年別労働災害発生状況の推移

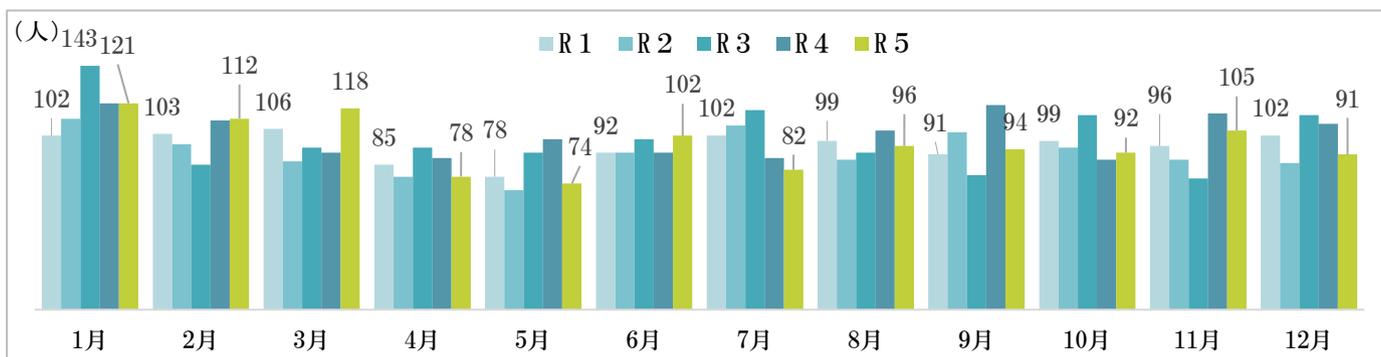


2 月別の発生状況

冬季の凍結等環境が影響

月別の発生状況では、最多となった令和3年1月は大雪の影響によるもので、令和5年1月及び2月においても、積雪・凍結等の環境による労働災害の発生が増加した。

図2 月別労働災害発生状況の推移（年対比）※コロナウイルス感染症を除く



3 業種別発生状況の推移

第三次産業の占める割合が高く、社会福祉施設で増加

(1) 製造業 ※コロナウイルス感染症を除く

死傷者数は255人となり、前年と比べて23人、8.3%減少した。業種中分類で細分化すると、一般機械器具製造業で前年比8人増加、窯業土石製品製造業で前年比7人増加となったのに対し、食料品製造業で前年比14人減少、繊維工業製造業で前年比10人減少となった。死亡災害は令和5年は発生せず、前年と比べて2人減少した。

(2) 建設業 ※コロナウイルス感染症を除く

死傷者数は112人となり、前年と比べて10人、8.2%減少した。死亡者数は2人で、前年と同数であった。しかしながら、業種中分類で細分化すると、その他の建設業で前年比12人、109%増加となった。

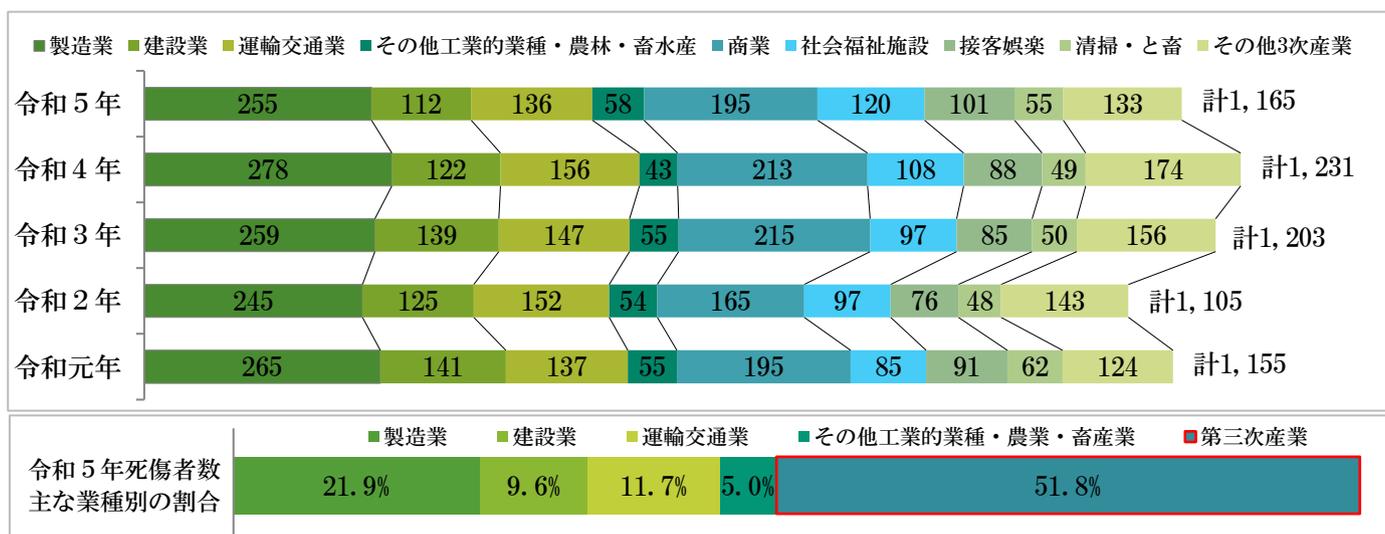
(3) 運輸交通業 ※コロナウイルス感染症を除く

死傷者数は136人となり、前年と比べて20人、12.8%減少した。死亡災害は令和5年は発生せず、前年と比べて2人減少した。

(4) 第三次産業 ※コロナウイルス感染症を除く

死傷者数は604人となり、前年と比べて28人、4.4%減少した。全産業に占める第三次産業の死傷者数の割合は51.8%と高く、前年と比べて0.5%増加し、増加傾向にある。特に社会福祉施設で12人、11.1%増加となった。死亡者数は3人で、前年と比べて2人増加した。

図3 業種別の発生状況の推移 ※コロナウイルス感染症を除く



4 事故の型別発生状況の推移

通路、作業床等における「転倒」災害の占める比率が高い

コロナウイルス感染症を除く事故の型別では、通路、作業床等における「転倒」災害の死傷者数が337人(全体に占める比率28.9%)と最も多く、次いで高所や階段等からの「墜落・転落」災害が244人(同20.9%)、「動作の反動・無理な動作」が147人(同12.6%)、「はさまれ・巻き込まれ」が119人(10.2%)となった。また、転倒災害のうち通路を起因とするものは、144人となり、依然として高い割合を占めている。

図4 事故の型別災害発生状況の推移 ※コロナウイルス感染症を除く

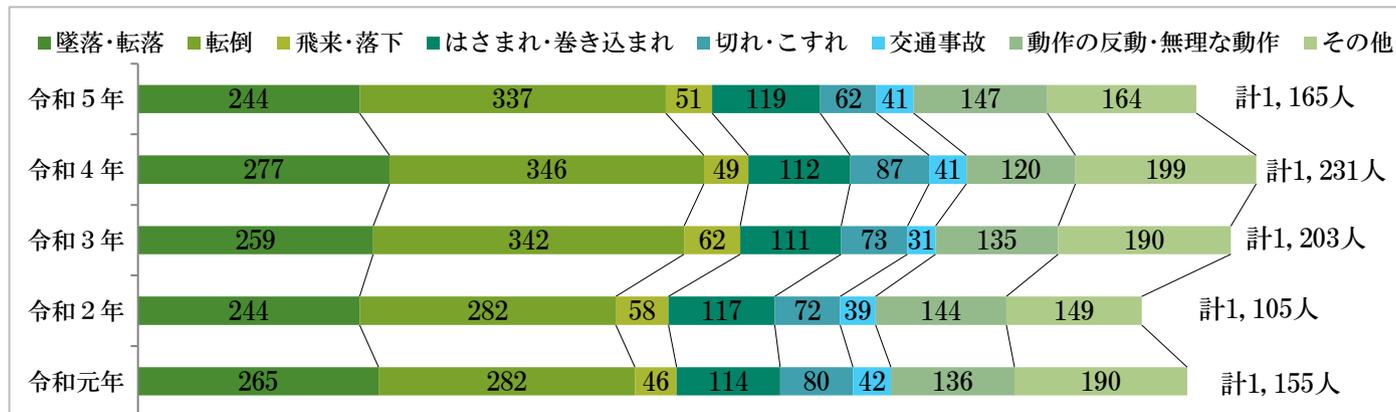
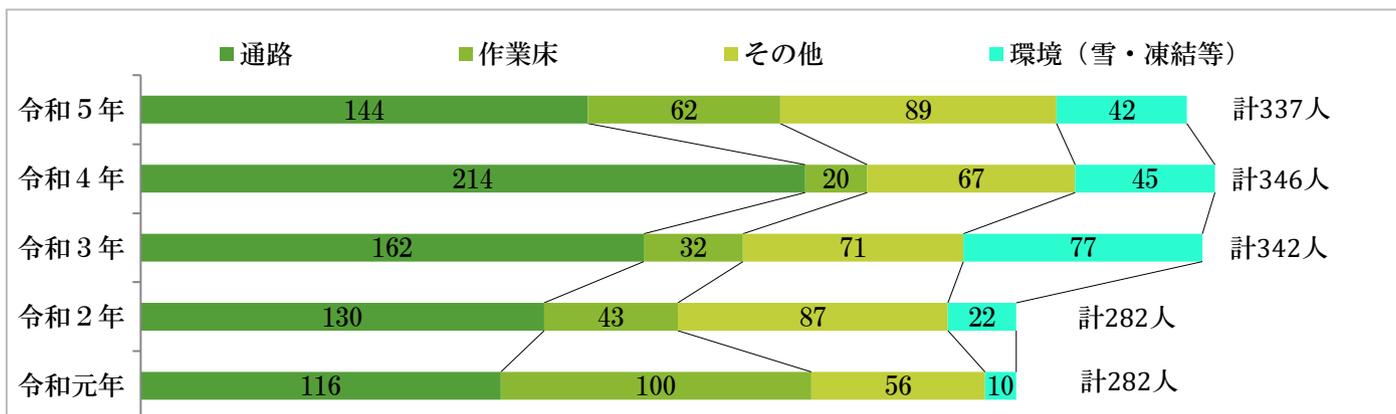


図5 転倒災害の起因物別の発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く

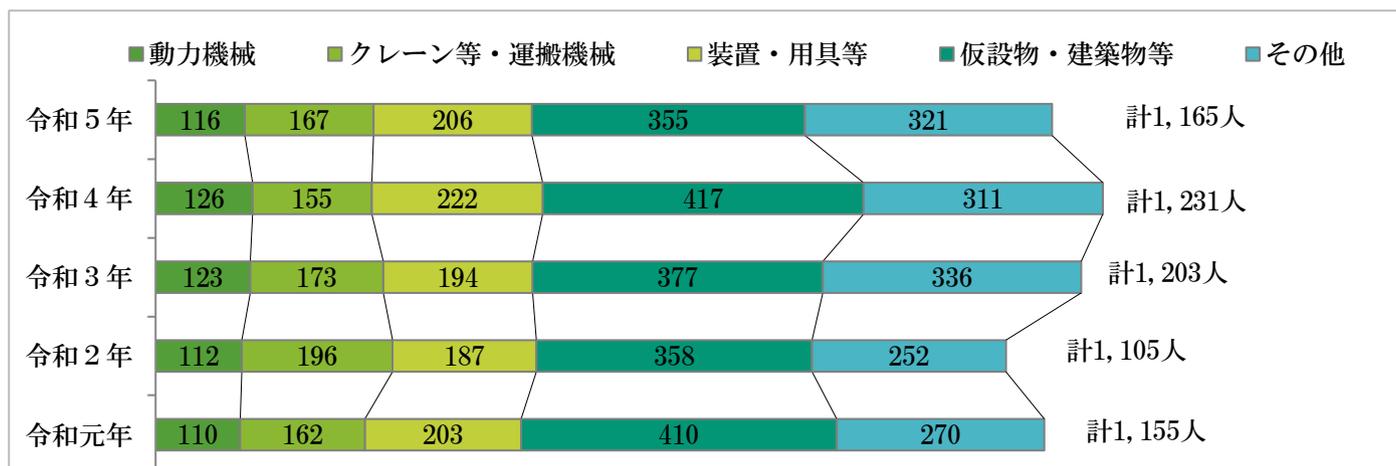


5 起因物別発生状況の推移

仮設物・建築物等の占める比率が高い

起因物別では、階段、通路、作業床等の「仮設物・建築物等」が355人(全体に占める比率30.5%)と最も多く、次いで、はしご、人力運搬機、手工具を含む「装置、用具等」が206人(同17.7%)、クレーン、トラック、乗用車などを含む「クレーン等、運搬機械」が167人(同14.3%)となった。

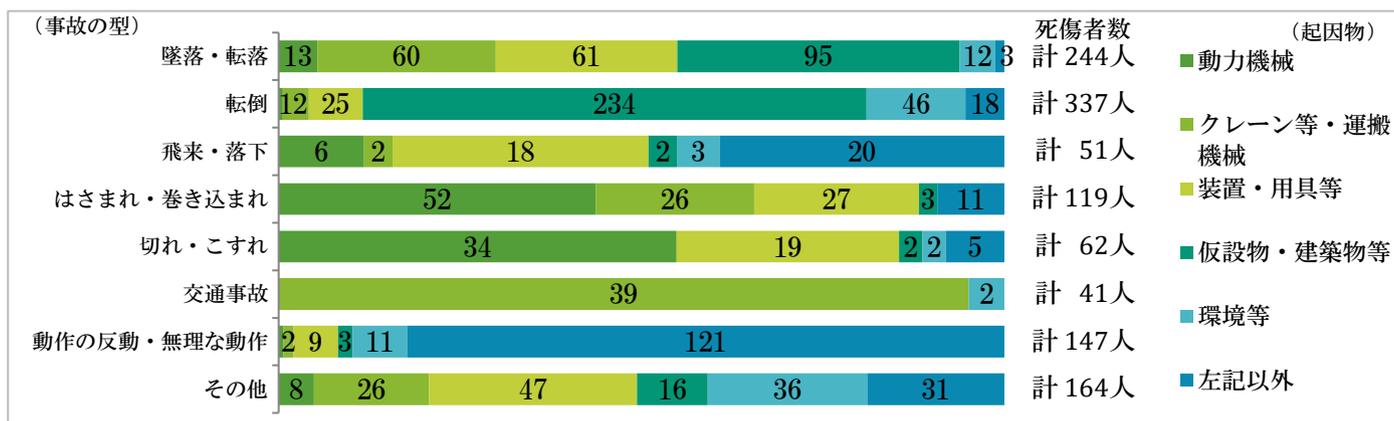
図6 起因物別の発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く



6 事故の型・起因物別発生状況

最も死傷者数が多い「転倒」災害では、作業床、通路などを含む「仮設物、建築物、構築物」に起因するものが234人となり、次いで多い「墜落・転落」災害でも「仮設物、建築物、構築物」に起因するものが95人となっている。この2つの事故の型の「仮設物、建築物、構築物」の合計は329人となり、全体の比率は、28.2%を占める。この他、「墜落・転落」災害のはしご等を含む「装置・用具等」に起因するものが61人、トラックを含む「クレーン等・運搬機械」に起因するものが60人、「はさまれ・巻き込まれ」災害の各種機械を含む「動力機械」が52人、「動作の反動・無理な動作」災害では、腰痛、関節捻挫等を含む「起因物なし」に分類されるものが99人となった。

図7 事故の型・起因物別発生状況、発生割合 ※コロナウイルス感染症を除く



7 年齢別発生状況

「50歳代」、「60歳以上」の死傷者数は合計707人となり、全体の60.7%を占め、依然、過半数を超えている。50歳以上の死傷者数の占める割合は、旅館業で88.1%、小売業で72.1%、社会福祉施設で65.0%、運輸交通業で60.3%を占め、特定の業種で高齢労働者の災害発生率が高くなっている。50歳以上の労働者が転倒災害に占める割合は最多の77%となっている。

図8 年齢別発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く

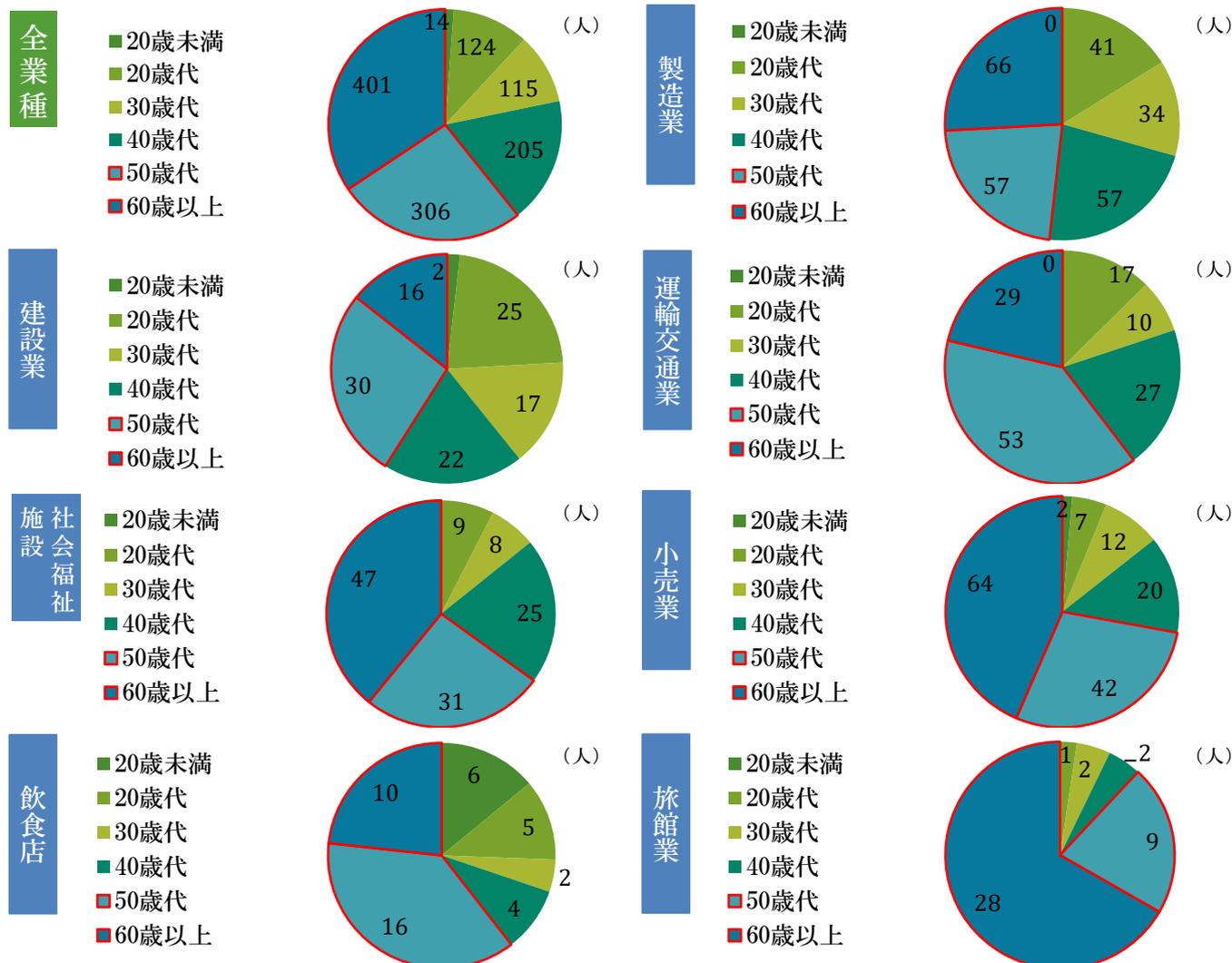
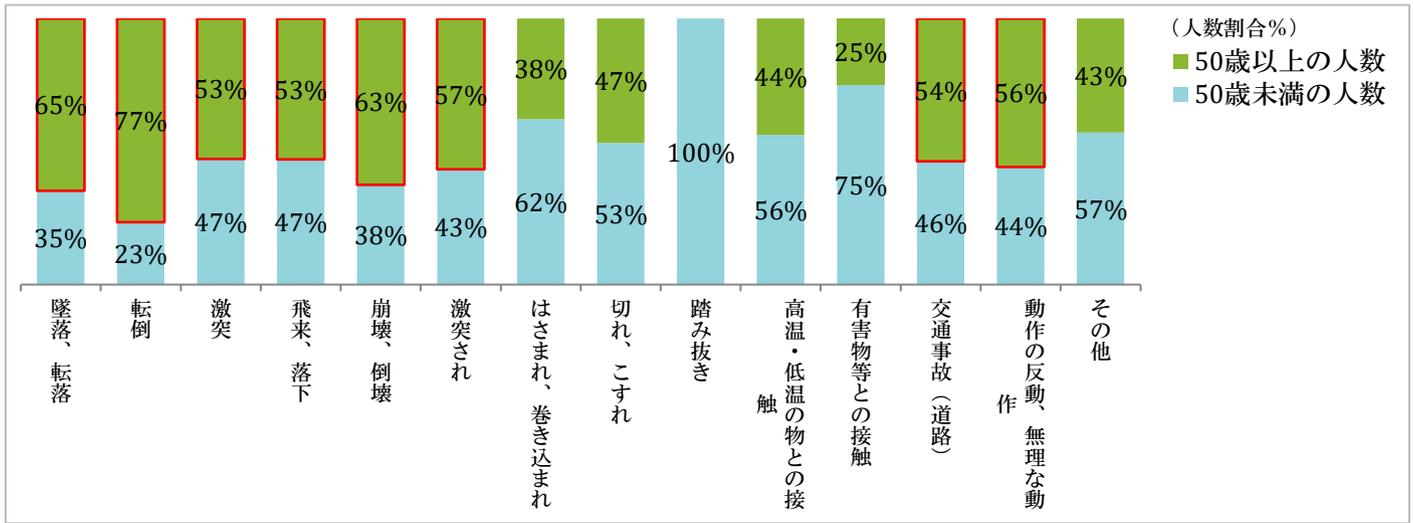


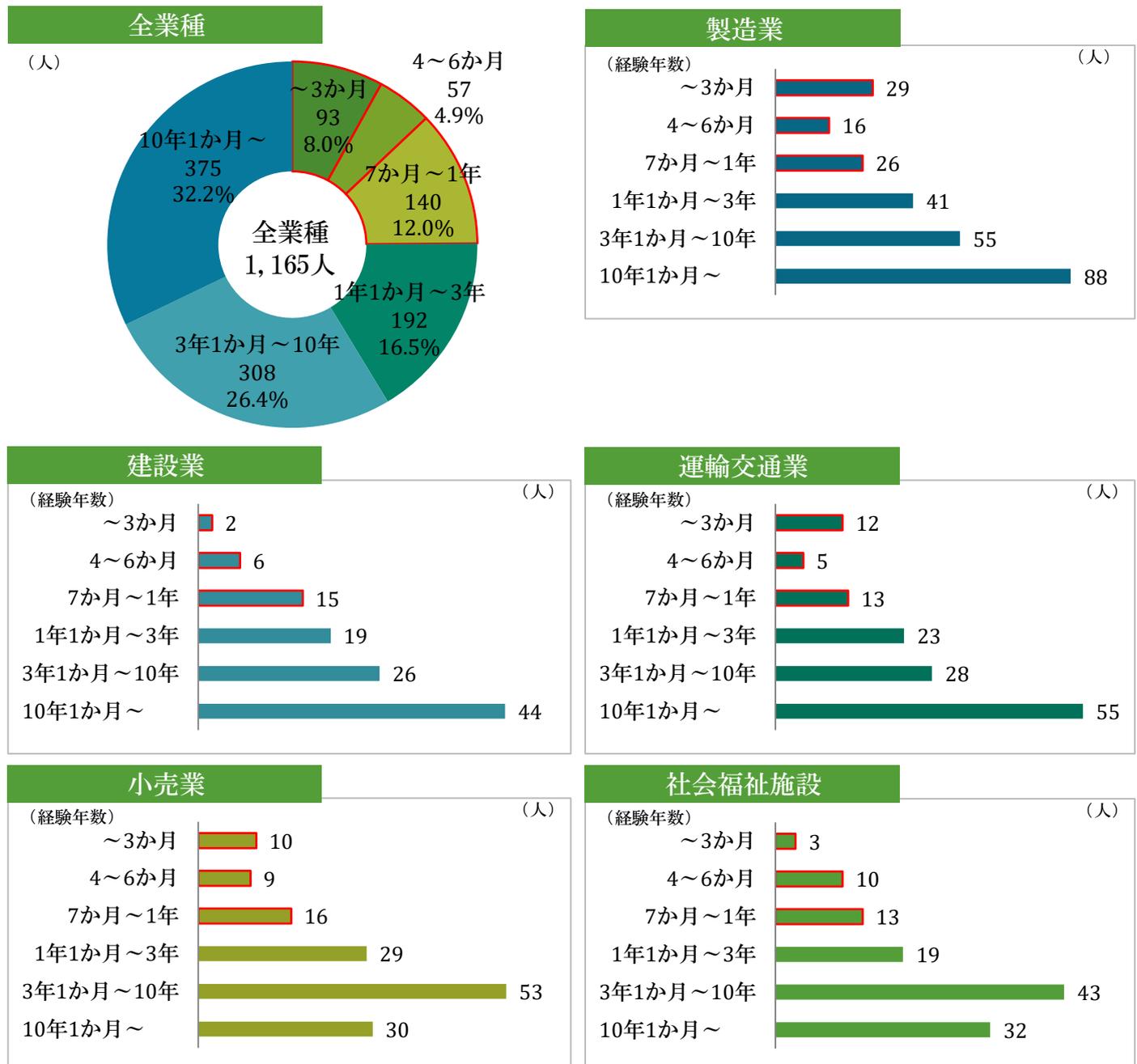
図9 事故の型別 50歳以上の割合 ※コロナウイルス感染症を除く



8 主要業種の経験年数別発生状況

労働者の経験年数別では、1年以下が24.9%（昨年より0.8%減少）、1年1か月～3年が16.5%（昨年より1.6%増）、3年1か月～10年が26.4%（昨年より2.1%減少）、10年以上が32.2%（昨年より1.3%増）となった。また、業種を問わず、3年1か月以上で発生率が高く、683人中475人が50歳以上の労働者（69.5%）となっている。

図10 業種別 経験年数別の労働災害発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く



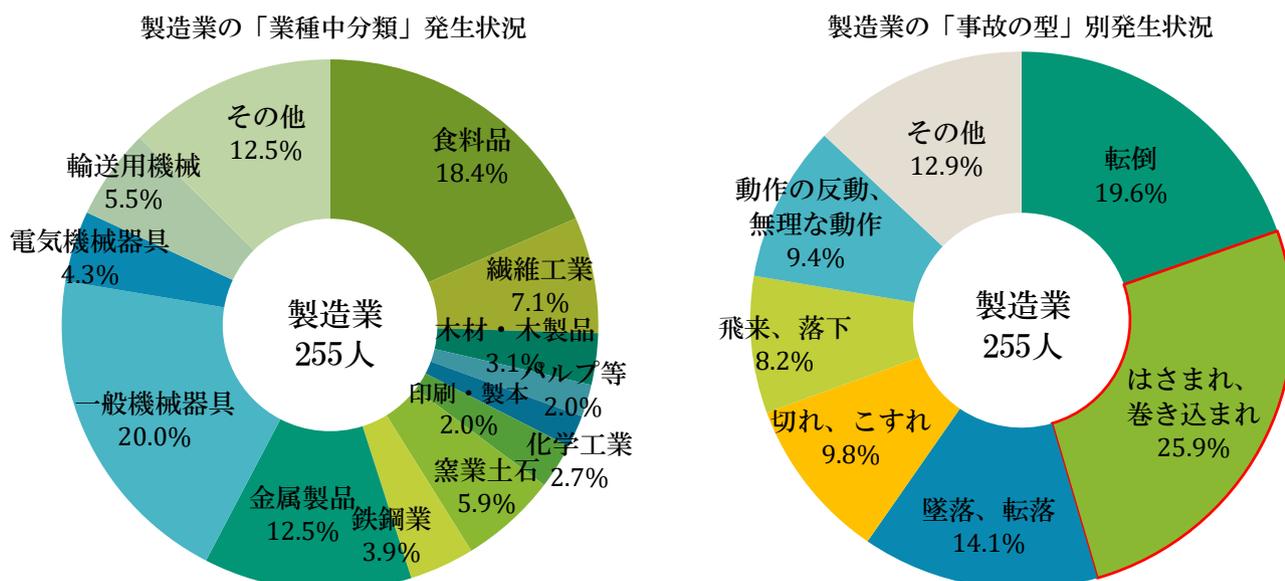
9 主要業種の事故の型別発生状況

製造業

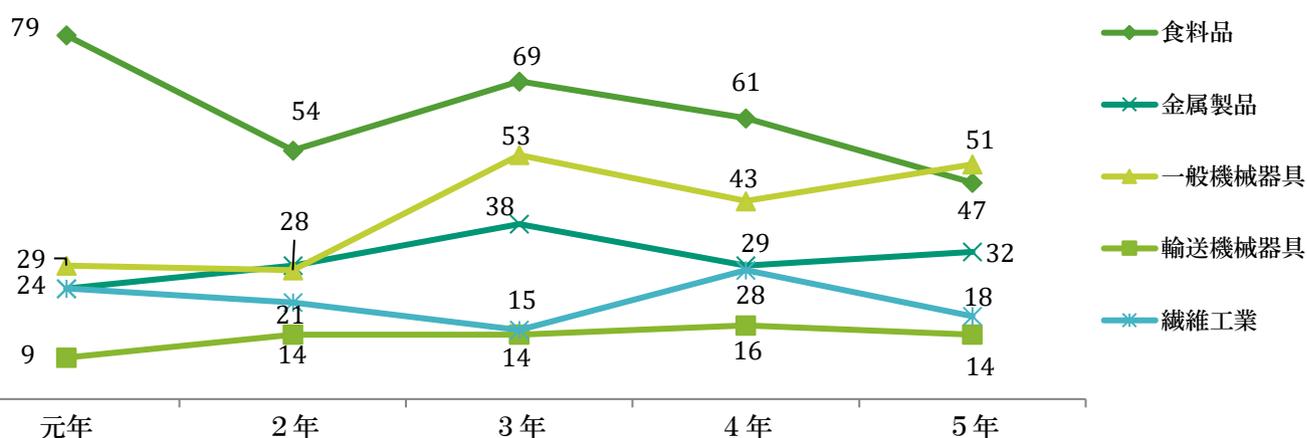
業種中分類別では、一般機械器具製造業が51人(20.0%)と最も多く、次いで、食料品製造が47人(18.4%)、金属製品が32人(12.5%)、繊維工業が18人(7.1%)となっている。

事故の型別では、動力機械等の「はさまれ・巻き込まれ」災害が66人(25.9%)と最も多く、次いで作業床、通路等での「転倒」災害が50人(19.6%)、「墜落・転落」災害が36人(14.1%)となっている。なお、死亡災害は発生していない。

図11 製造業の労働災害発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く



製造業の主要業種中分類の発生状況 (年推移) ※コロナウイルス感染症を除く

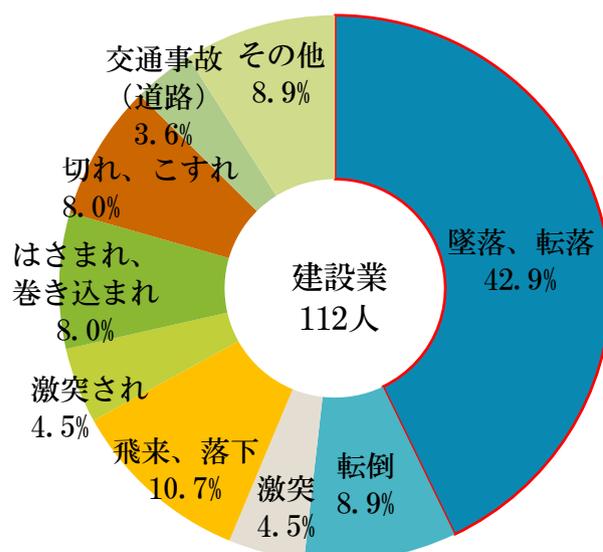


建設業

事故の型別では、高所等からの「墜落・転落」災害が48人(42.9%)と最も多く、次いで「飛来、落下」災害が12人(10.7%)、「転倒」災害が10人(8.9%)、「切れ、こすれ」「はさまれ・巻き込まれ」災害がともに9人(8.0%)となった。

また、死亡者は2人で、「感電」、「高温・低温の物との接触」によるものであった。

図12 建設業の「事故の型」別労働災害発生状況 ※コロナウイルス感染症を除く

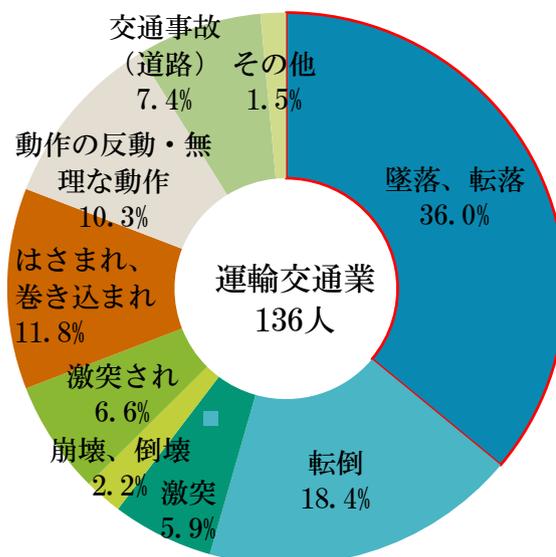


運輸交通業

事故の型別では、トラック荷台等からの「墜落・転落」災害が49人（36.0%）と最も多く、次いで、通路、作業床に起因する「転倒」災害が25人（18.4%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が16人（11.8%）となっている。

なお、死亡災害は発生していない。

図13 運輸交通業の「事故の型」別労働災害発生状況
※コロナウイルス感染症を除く

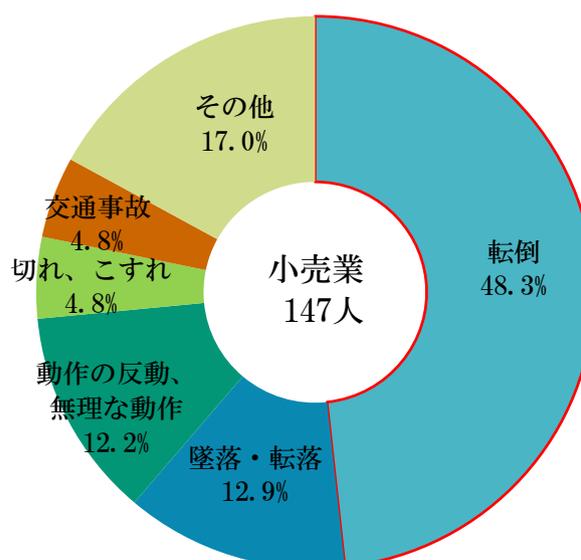


小売業

事故の型別では、作業床、通路等に起因する「転倒」災害が71人（48.3%）と最も多く、次いで、階段、脚立、トラック等からの「墜落・転落」災害が19人（12.9%）、「動作の反動・無理な動作」災害が18人（12.2%）となっている。

また、死亡者は2人で、いずれも新聞販売業におけるバイク運転中の新聞配達員の「交通事故」によるものであった。

図14 小売業の「事故の型」別労働災害発生状況
※コロナウイルス感染症を除く

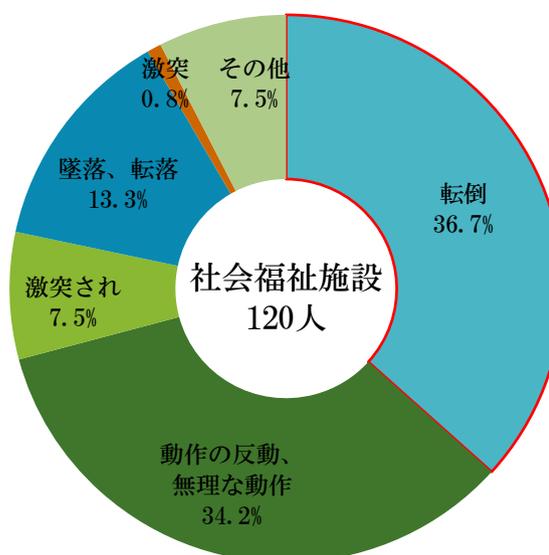


社会福祉施設

事故の型別では、作業床、通路等に起因する「転倒」災害が44人（36.7%）と最も多く、次いで、移動介助や入浴介助などを起因とする腰痛等の「動作の反動・無理な動作」災害が41人（34.2%）、「墜落・転落」災害が16人（13.3%）となっている。

なお、死亡災害は発生していない。

図15 社会福祉施設の「事故の型」別労働災害発生状況
※コロナウイルス感染症を除く



令和5年 労働災害発生状況（確定値）

前年同月比： -915人 -38.2%

石川労働局

業種別	年別 死傷者	合計									労働基準監督署別															
		5年			4年			前年同月比			金沢署				小松署				七尾署				穴水署			
		死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症 (内数)	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症 (内数)	死亡	死傷	増 減 率	5年		4年		5年		4年		5年		4年		5年		4年	
											死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
総計		6	1,480	315	8	2,395	1,164	2	915	38.2%	2	916	6	1,430	3	335	538	163	221	1	66	2	206			
製造業	食料品	47			63	2		16	25.4%	29		39	10	16	7	7	1	1								
	繊維工業	18			28		10	35.7%	6		8	9	14	3	5											
	衣服その他繊維	4			3	1	1	33.3%	1		3			3												
	木材・木製品	8			15		7	46.7%			5	3	5	4	3	1	2									
	家具・装備品	5			5		0	0.0%	4		3	1	1										1			
	パルプ等	5			8		3	37.5%	2		6	2	2										1			
	印刷・製本	5			6		1	16.7%	5		5		1													
	化学工業	7			14		7	50.0%	4		9	2	3	1	2											
	窯業土石	15		1	8		1	7	87.5%	3	1	5	7	1	2	2	3									
	鉄鋼業	10			12		2	16.7%	6		6			4	6											
	非鉄金属	2			1		1	100.0%	1					1	1											
	金属製品	32			31	2	1	3.2%	18		20	12	9	1	2	1							1			
	一般機械器具	51		1	44	1	7	15.9%	26	1	22	24	21	1	1	1										
	電気機械器具	11			10		1	10.0%	5		4	6	4	1	1								1			
	輸送用機械	14			17	1	3	17.6%	8		7	4	7	2	1											
電気・ガス				1		1	100.0%			1																
その他の製造業	21			21	2	0	0.0%	13		13	5	3	3	4									1			
計		255		2	287	9	2	32	11.1%	131	2	156	85	87	32	35	7	9								
鉱業		2						2														1				
建設業	土木工事	38			1	38	1	0	0.0%	15	1	14	7	11	8	7	8	6								
	木造家屋建築	17			39	2	22	56.4%	7		21	3	5	6	7	1	6									
	建築工事	1	51		1	84	10	0	33	39.3%	30	1	50	10	12	8	11	1	3	11						
	その他の建設業	1	23		16	5	1	7	43.8%	13		3	1	6	4	3	6	1	3							
計		2	112		2	138	16	0	26	18.8%	58	2	67	1	23	27	19	24	1	12	20					
運輸交通業	鉄道等	1			3		2	66.7%					1									1	2			
	道路旅客	12	1		18	8	6	33.3%	10		13	1	3	2	1	2										
	道路貨物運送	122			142	1	2	20	14.1%	87	1	108	21	23	12	8	2	1	3							
	その他の運輸交通業	2			2		0	0.0%	1		2			1												
計		137	1	2	165	9	2	28	17.0%	98	1	123	22	27	13	10	4	1	5							
貨物取扱業		11		6		5	83.3%	4		4	4	1	2	1	1											
農業	農業	10			9		1	11.1%	7		4	1	2	1	1	1	1	2								
	林業	1	15		12		1	3	25.0%	1	1	1	3	2	5	3	6	6								
計		1	25		21	1	4	19.0%	8	5	1	4	4	6	4	7	8									
畜産・水産業		20		1	20	4	1	0	0.0%	8		4	2	3	4	4	6	1	9							
商業	卸売業	35			36	1	1	2.8%	26		27	7	5	2	4											
	小売業	2	148	1	166	6	2	18	10.8%	1	91	105	1	31	41	23	11	3	9							
	理美容業				12	11	12	100.0%			12															
	その他の商業	1	13		1	17	0	4	23.5%	1	10	1	16	2	1	1										
	計		3	196	1	1	231	18	2	35	15.2%	2	127	1	160	1	40	47	26	15	3	9				
	金融広告業	8	1		10	1	2	20.0%	5		7	2	2	1	1											
	映画・演劇業				1		1	100.0%			1															
	通信業	14			26		12	46.2%	9		17	4	8	1	1											
	教育研究	13			41	7	28	68.3%	7		27	3	10	2	3	1	1									
	社会福祉施設	255	135		721	613	466	64.6%	182	396	30	95	25	92	18	138										
サービス業	保健衛生業	471	311		1,228	1073	757	61.6%	329	715	90	270	34	103	18	140										
	旅館業	42			32		10	31.3%	13		9	23	15	4	7	2	1									
	飲食店	43			45	5	2	4.4%	30		36	7	6	5	1	1	2									
	接客娯楽	101			93	5	8	8.6%	48		49	38	31	12	10	3	3									
	清掃・と畜	56	1		58	9	2	3.4%	45		46	6	7	5	4											
	官公署	2			1		1	100.0%	1		1	1	1													
その他の事業	57			69	13	12	17.4%	37		49	11	13	6	6	3	1										
計		3	918	314	1	1,758	1,126	2	840	47.8%	2	608	1	1,071	1	195	389	87	143	28	155					

監督署別発生状況(前年同月比)



業種別発生状況(前年同月比)



いしかわ4 S +2024 運動 実施要綱

1 背景

令和5年の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く。）については、前年に比べて66件（約6%）減少の1,165件となり、事故の型別では転倒災害が29%を占め、年代別では50歳代以上が約61%を占めている。

令和6年度は、第14次労働災害防止計画（2023年～2027年）の2年度目にあたり、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、2027年までに減少させるという目標達成に向けて、転倒災害の防止を含めた行動災害防止対策を推進する必要がある。

2 趣旨

整理、整頓、清掃、清潔の4S活動（以下「4S活動」という。）と+（プラス）活動を展開する。

4S活動により、労働災害の発生要因を見つけ出すなどの安全面の効果が期待でき、また、作業効率の向上、誤操作・誤動作の減少、モラルや品質・環境面の水準向上等により生産性の向上も期待できる。

+1活動として、職場にストレッチを導入する。+1活動により、始業前や作業の休憩時に体をほぐし、柔軟性を持たせることで、危険への咄嗟の対応やケガの起こりにくい体づくりが可能となり、また、体が温まることで、作業効率の向上等による生産性の向上も期待できる。

+2活動として、50歳以上の労働者を対象として、職場にシニア対策を導入する。+2活動により、50歳以上の労働者が安心して安全に働ける職場環境の改善を実施する。

+3活動として、冬季（12月～2月）には、職場にスノー対策を導入する。+3活動により、積雪や凍結時の転倒労働災害の防止対策を実施する。

さらなる+活動として、企業においては自主的な対策を追加し全体的な安全衛生気運を高める。

（企業における+活動の取り組み例）

- ・労働者各自による作業前や移動時の指差呼称（しさこしょう）による安全確認
- ・作業従事労働者による健康面のセルフチェック
- ・現場管理者による作業開始前のセーフチェック

3 期間 令和6年度とする。

4 取組内容及び実施手法

（1）リーフレットの作成

リーフレットを作成し、あらゆる機会を通じて「いしかわ4 S +2024 運動」の周知を図る。

（2）+（プラス）活動の展開

①ストレッチ

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」を参考として、職場にストレッチを導入する。始業前や作業の休憩時に体をほぐし、柔軟性を持たせる。

②シニア

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）やエイジアクション100の取組を紹介し周知を図る。

③スノー

冬季の積雪や凍結時の転倒労働災害防止を推進する。新潟労働局・富山労働局・福井労働局・長野労働局と合同でポスターを作成し、冬季の転倒労働災害防止の周知を図る。

（3）実施手法

局においては、リーフレットの作成、本取組の広報、外部団体等からの要請による指導会等及び関係団体を活用しての広域な周知を行う。

署においては、災害防止対策、職業性疾病预防対策、健康管理対策、災害発生事業場等の安全衛生に係る選定基準を主眼とする監督指導及び個別指導の実施時に、リーフレットを手交し、本取組について指導する。また、集団指導や外部団体等からの要請による指導会等の機会をとらえ周知を行う。

第 14 次労働災害防止計画

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定され、その後、社会経済情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、13次にわたり策定され、この間の取り組みの結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善してきた。しかしながら、近年は、死傷者数は増加傾向にあり、60歳以上の高年齢労働者の労働災害や中小規模事業場での労働災害が多数を占めており、安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍でのテレワークの拡大等多様化し、産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」が策定された。主な目標は、労働者の作業行動に起因する労働災害防止の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、労働者の健康確保対策の推進などとなっている。

4 S

4 Sは、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理、整頓、清掃、清潔を行う事をいう。

4 Sとは、職場の仕事に、必要なものだけが置かれ、必要なものがいつも同じ場所にあり、必要なものが汚れのない状態であり、いつ見ても職場がその状態であって作業員の身体や服装がきれいであるかという状態にあるようにする活動のこと。4 S活動は、職場を単にきれいにするという表面的なことでは無く、職場の安全と作業員の健康を守り、そして生産性を向上させる教育プログラムであって、この好ましい状態を維持すること。

いきいき健康体操

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」として東京大学医学部附属病院 22 世紀医療センターの松平教授が監修したもの。

エイジフレンドリーガイドライン

高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたもの。

エイジアクション 100

高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して職場の課題を洗い出し、改善に向けての取り組みを進めるための「職場改善ツール」。高年齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えていることから、高年齢労働者の労働災害防止のためには、そうした視点を踏まえた労働災害発生のリスク低減対策がポイントとなる。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
転倒災害	282	282	342	340	337
高年齢者災害	651	618	747	720	806

いしかわ4S+

2024 運動展開中！！

1S 整理

必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。

2S 整頓

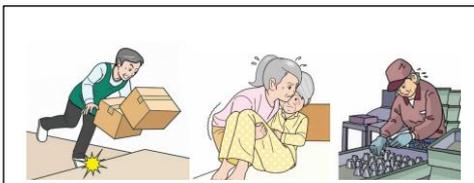
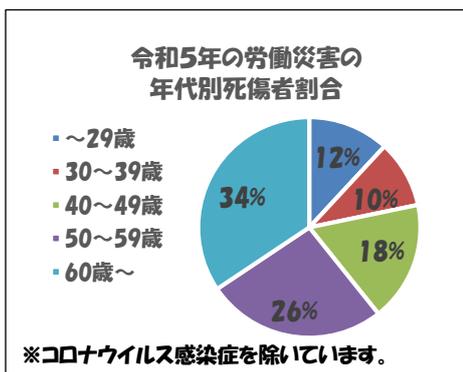
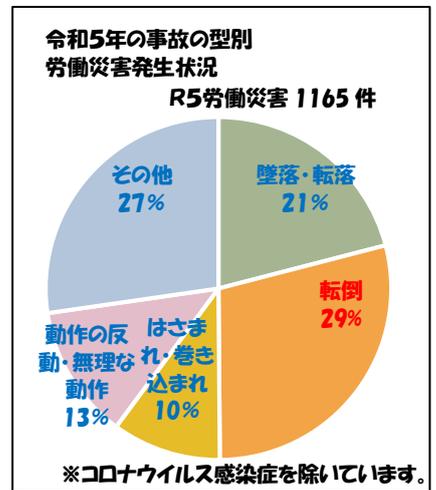
必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように配置する。

3S 清掃

身の回りをキレイにしてゴミや汚れを取り除く。

4S 清潔

整理、整頓、清掃を繰り返して、快適な状態を維持する。



+1 ストレッチ

カラダをほぐして柔軟性を高める。

+2 シニア

高年齢労働者(50歳以上)対策を推進する。

+3 スノーフ

冬季の転倒災害を防止する。



いしかわ4S+チェックリスト

- いしかわ4S+の担当者が定められ、周知されていますか？
- 日常使用するものは、すぐに取り出せ、元の位置に戻せる状態ですか？
- 作業箇所、作業台、デスク周りの空間は確保されていますか？
- 使用しない物は、廃棄していますか？
- 作業箇所、通路は汚れていませんか？
- 安全な通路を確保し、色別や白線で表示していますか？
- 床や通路の凸凹は補修または保護カバーをしていますか？
- 階段の滑り止めは外れていませんか？
- 作業に適した履物を使用していますか？
- 安全な踏み台、はしご、脚立は整備されていますか？
- 通路や階段などは必要な明るさが確保されていますか？
- スイッチ、消火器、非常口の前に物が置かれていませんか？
- 物のはみ出しや頭上に障害物はありませんか？
- 作業服は指定のもの、清潔なものを正しく着用していますか？
- 作業に応じた必要な保護具を正しく着用していますか？
- 始業前に膝の屈伸、浅い伸脚、上体の前後屈をしていますか？
- 休憩時に上体の回旋、背伸び、深呼吸をしていますか？
- 冬季の積雪や凍結による転倒災害防止対策を実施していますか？

厚生労働省では、転倒予防・腰痛予防の取組を推進しています。具体的な対策の内容はこちらをチェック



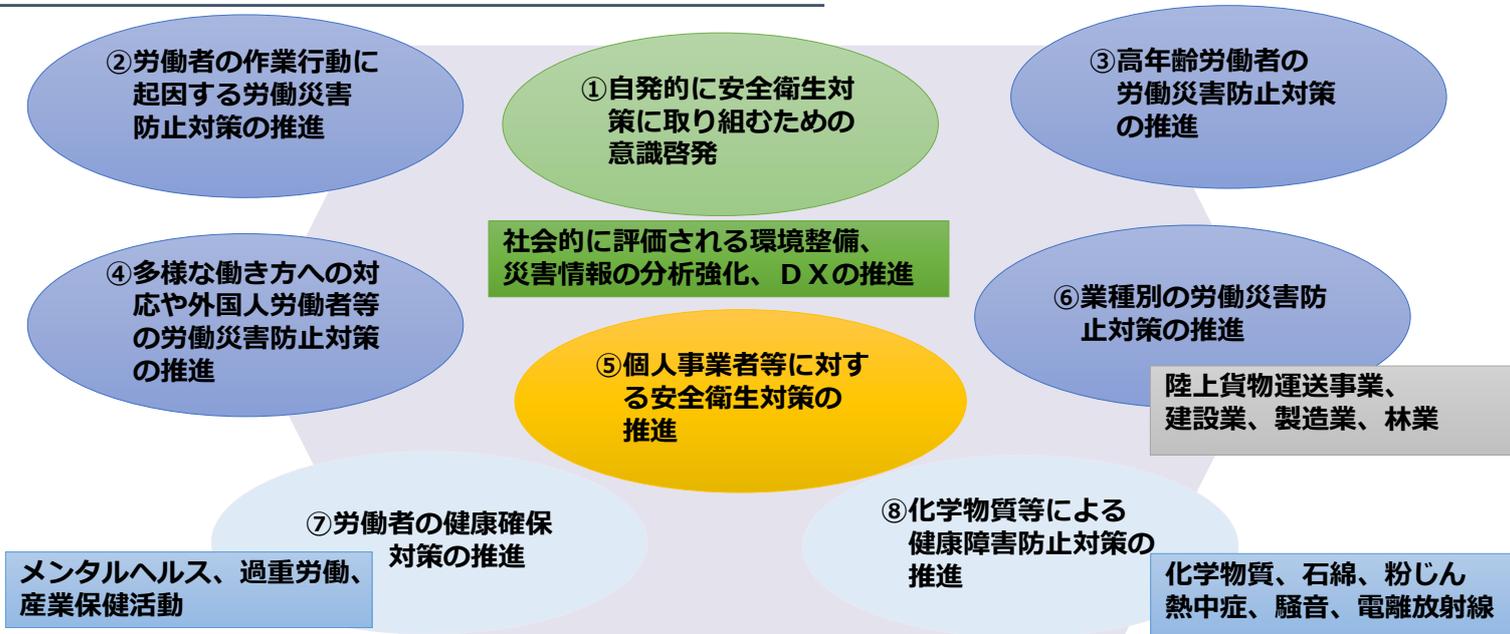
石川労働局第14次労働災害防止計画（概要） 別添資料4

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策



石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

○労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等

主なアウトカム指標

- ・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- ・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

- ・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：第13次防期間中の合計値の15%以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5%以上減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・「いしかわ小売業・介護施設＋Safe協議会」の運営と構成員による連携した取組の展開。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
<p>(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（再掲） ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 ・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 ・小売業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・社会福祉施設における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> （指標は立てず）石川県内の林業における死傷災害は発生が少なく（R5.12.では11人）、指標による減少値が小さくなるため目標値として適さないと考えるため。
アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 （指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間で、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。 ・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率[*]を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 <p><small>* 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</small></p>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりのアウトカム指標の達成を目指す。

- ・死亡災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）と比較して、石川局第14次防期間中（2023年～2027年）の合計値を15%以上減少させる。
- ・死傷災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）の一番少ない年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

※上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。